

PICK UP
01

あいちトリエンナーレ地域展開事業
 2019年、豊田のまちなかがアートで染まる。

問合せ
 文化振興課
 ☎34・6631



2019年8月～10月に「あいちトリエンナーレ」が豊田市で開催されます。「あいちトリエンナーレ」とは、3年に一度、愛知県内で開催されている国内最大規模の国際芸術祭で、文化芸術の日常生活への浸透や、地域の魅力の向上などを目的として行われます。

それに先駆け、「あいちトリエンナーレ地域展開事業」として、愛知ゆかりの作家を中心とした現代アート作品をまちなかの様々な場所に展示します。アートに興味がある人やそうでない人も、この機会にぜひ、気軽にアートに触れてみてください。日々の日常が、より豊かな光景に見えてくるかもしれません。

あいちトリエンナーレ地域展開事業

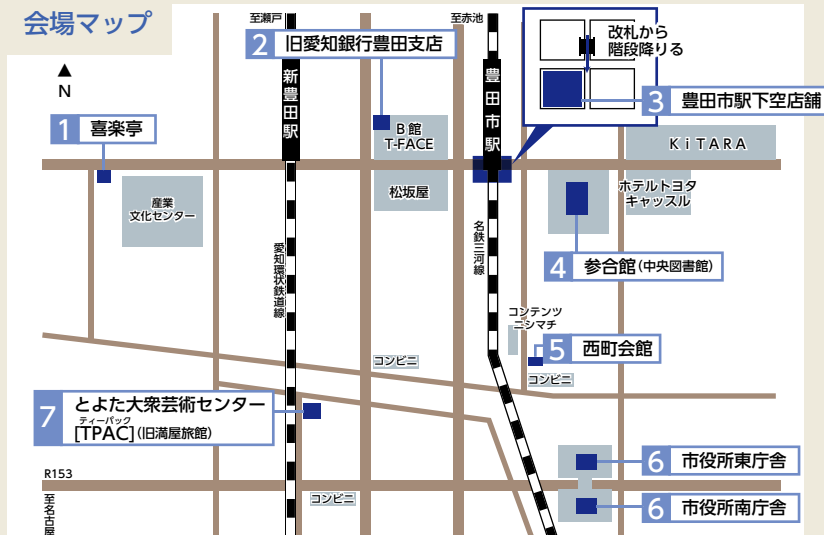
展覧会名 Windshield Timeーわたしのフロントガラスから 現代美術in豊田

会期 1月19日(土)～2月11日(月)午前10時～午後5時 ※マップ3、4は金曜日は午後8時まで

参加アーティストと展示会場(写真は参考)



会場マップ



関連プログラム

現代美術展のほか、会期中にはアーティストによるワークショップや、作品解説などを行うガイドツアーなど、各種関連プログラムを開催します。詳しくは「あいちトリエンナーレ地域展開事業」ホームページか、文化振興課窓口などで配布している「公式ちらし」をご確認ください。



今回の愛知県知事選挙から投票の充実に向けた新たな取組を実施します。ぜひ一票を投じましょう。

投票できる人

選挙当日に豊田市の選挙人名簿に登録されていて、欠格事項に該当しない人が投票できます。

●**年齢要件** 2月3日(日)現在満18歳以上(平成13年2月4日以前に生まれた人)の日本国民

●**住所要件** 市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人、または、昨年10月16日以前に転入届出をし、引き続き住んでいる人。住所移転した人は、次の点にご注意ください。

- ①市内間で転居した人(1月7日までに住民異動の届出をした人は新住所地、1月8日以後に届出をした人は旧住所地の投票所で投票)
- ②愛知県内の他市町村へ転出した人。県内の市町村へ昨年10月17日以後に転出した人は、豊田市の選挙人名簿に登録されていれば豊田市で投票できます
- ③県外へ転出した人は、投票できません



豊南中学校3年 宮崎 塔子さん

投票情報

当日の投票

- とき** 2月3日(日)午前7時～午後8時 ※ただし、小原、足助、下山、旭、稲武地区は午前7時～午後6時
- ところ** 入場券に記載された投票所
- 持ち物** 入場券(なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます)
- 共通投票所** 選挙の当日、指定された投票所以外でも投票することができる投票所。A館T-FACE 9階(若宮町)、午前10時～午後6時



期日前投票

投票日に仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない人は、期日前投票制度をご利用ください。

- とき** 1月18日(金)～2月2日(土)
- 投票時間** 午前8時30分～午後8時
- 期日前投票所** 市役所(東庁舎7階)、高橋・上郷・高岡・猿投・松平・小原・足助・旭・稲武の各支所、藤岡・下山交流館
A館T-FACE 9階(若宮町) / 1月30日(水)～2月1日(金)午前10時～午後10時、2月2日(土)午前10時～午後6時
愛知工業大学 / 1月30日(水)、**中京大学** / 1月31日(木)、**愛知学泉大学** / 2月1日(金) ※いずれの大学も午前10時～午後4時
- 持ち物** 入場券(裏面の宣誓書にあらかじめ記入してお越してください。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます)

不在者投票

仕事先・旅行先の市区町村で行う投票

長期出張や旅行などで、選挙期間中に豊田市を離れている人が、豊田市以外の市区町村で不在者投票ができます。

指定病院などで行う投票

病院、老人ホームなどに入院・入所の人は、施設内での不在者投票ができる場合がありますので施設に確認してください。

郵便などによる不在者投票

身体に障がいがあり、投票所へ行けない人は、郵便などによる不在者投票ができます。

PICK UP 03	豊田税務署から「確定申告」のお知らせ 申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)	問合せ 豊田税務署 ☎35・7777
-----------------------------	--	--------------------------

★確定申告書は、ご自分で作成して e-Tax か郵送で

確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用するなど、ご自分で確定申告書を作成して e-Tax か郵送で提出してください。

操作方法に関する問合せは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570・01・5901)、申告内容に関する問合せは豊田税務署 (☎35・7777)。また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙などは国税庁ホームページからダウンロードできます。

★納税及び還付について
■振替納税：納税は安心して便利な振替納税をご利用ください

税 目	納税の期限	口座振替日 <small>(振替納税利用の場合)</small>
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税及び地方消費税	4月1日(月)	4月24日(水)

上記「口座振替日」に指定の預貯金口座から引き落としします。

■還付される税金がある場合の受取方法について

還付される税金がある場合には、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に振込先金融機関名、支店名、預金種類と口座番号(ゆうちょ銀行の口座への振込みの場合は記号と番号)を正確に記入ください。

なお、振込先の預貯金口座の名義人は、申告者本人(屋号などのない氏名のみ)の口座)に限ります。

★申告相談会場について

申告会場	福祉センター 4階 ※申告相談期間中は、税務署内では申告書の作成指導は行っていません
開設期間	2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日は開設していませんが、2月24日(日)と3月3日(日)の2日間に限り開設します
開設時間	午前9時～午後5時(受付終了時間は午後4時) ※会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります

- ※ 上記の開設期間以外は、税務署で所得税(2月15日(金)までは、還付申告に限り)・消費税の確定申告の相談を行います。電話による「事前予約」が必要となります。予約をされないで税務署に来署した場合には、確定申告の相談を受けることができない場合があります。なお、申告相談会場などにおいては、原則、パソコンかスマートフォンを自分で操作して申告書の作成を行っていただきます。また、3月18日(月)～4月1日(月)(消費税の申告・納税の期限)は、消費税の申告相談を優先します
- ※ 駐車場に限りがありますので、“おいでんバス”などの公共交通機関を利用してください
- ※ 作成済みの申告書は、郵送などにより税務署に提出してください
- ※ 福祉センターでは申告相談会に関する問合せはお受けできません

■持ち物(相談会場共通)

所得金額の分かるもの(源泉徴収票(原本)[※])、各種控除証明書(原本)、筆記用具、電卓、印鑑(朱肉を使うもの)、マイナンバーカード(または通知カード+運転免許証[※])、申告者名義の預貯金口座番号の分かるもの(還付申告の場合)、昨年までに電子申告に係る利用者識別番号を交付されている人は、その通知書など利用者識別番号の分かるもの(以前申告相談会場を利用した人は、通知書などを入れた封筒を確認してください)、税務署からの申告書用紙や確定申告のお知らせが送付されている人は送付物

住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

- **対象** 2018年中に住宅ローンなどを利用して自宅を新築か購入した人
- **開催日** 2月14日(木)、15日(金)
- **受付時間** 午前9時～午後5時(受付終了時間は午後4時)(会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります)
- **場所** 福祉センター4階
- **その他** 必要書類など、詳しくは国税庁ホームページを参照してください

※福祉センターではこの説明会に関する問合せはお受けできません

東海税理士会豊田支部主催説明会



- **開催日** 2月9日(土)
- **受付時間** 公的年金等受給者説明会/午前9時～9時30分(先着100人)
医療費控除説明会/午後1時～1時30分(先着100人)
- **場所** 福祉センター4階(福祉センターでは、この説明会に関する問合せはお受けできません)
- **その他** 医療費控除説明会に参加する人は、領収書を取りまとめ、医療機関ごとに一覧表を作成し、医療費の合計を計算しておいてください。また、保険などで補てんされた(補てんされる予定額を含む)金額の分かるものもお持ちください

各地区の無料税務相談所

ところ	とき(2月)															
	7日 木	8日 金	9日 土	10日 日	11日 月	12日 火	13日 水	14日 木	15日 金	16日 土	17日 日	18日 月	19日 火	20日 水	21日 木	22日 金
高橋コミュニティセンター	●	●														
猿投コミュニティセンター							●	●								
高岡コミュニティセンター													●	●		
上郷コミュニティセンター															●	●
藤岡交流館							●	●	●							
足助支所															●	●
小原交流館														●	●	
稲武支所						●	★									
旭交流館別館								☆	★							
下山交流館		☆														

(注) ●=税理士による無料相談 ☆、★=市職員による申告受付(★の日は午後3時まで)

- **開設時間** 午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付は午前9時～午後3時)
- ※ 会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。また、予約や電話での受付は行いません
- **その他**
- ※ 確定申告書A様式(住宅借入金等特別控除を除く)と収支内訳書を作成済みの人の確定申告書B様式のみ受付します
- ※ 贈与税や相続税の申告、土地等や株式等の譲渡所得、山林所得及び住宅借入金等特別控除の相談受付はできません

★2018年分確定申告に当たっての留意事項

■ふるさと納税に係る寄附金控除

ふるさと納税をした人のうち、次のいずれかに該当する人は、ワンストップ特例の申請の有無にかかわらず、全てのふるさと納税に係る寄附金を含めて確定申告をする必要があります。

- ①医療費控除の適用を受けるなど2018年分の確定申告をする人
- ②ふるさと納税先が6団体以上ある人

■医療費控除の添付書類

2017年分以後の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」を添付して提出することになりました。

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります

■復興特別所得税

2013年分の確定申告から、復興特別所得税の申告・納付が必要となっていますので、復興特別所得税の記載漏れのないようご注意ください。

■マイナンバー(個人番号)の記載

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、確定申告書の提出時には、本人確認書類の提示が写しの添付が必要です。

■マイナンバーカードの申請をお手伝いします

開催日 2月20日(水)、21日(木)、27日(水)、28日(木)

受付時間 午前9時～午後3時

場所 福祉センター4階

その他 タブレット端末で顔写真を撮影し、マイナンバーカード

のオンライン申請をお手伝いします。マイナンバーカード交付申請書を持参ください。

問合せ 市民課(☎34・6773)

■市県民税の住宅借入金等特別税額控除(市県民税住宅ローン控除)制度、特定配当等・特定株式等譲渡所得の税額算定への算入

上記の適用を受ける場合は、納税通知書が送達される時までに税務署に申告書を提出する必要があります。

★各支所での確定申告書の配布

各支所での確定申告関係書類の配布は2月4日(月)からです。配布書類は確定申告書(A・B)と手引き、医療費明細書と納付書です。

問合せ 市民税課(☎34・6617)